

# 第3次野洲市環境基本計画(案) 骨子案

令和8(2028)年  
1月時点

# 目次

序章 第3次野洲市環境基本計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
第1章 基本的事項 .....	1
1 計画の位置づけ・期間 .....	1
2 計画の対象 .....	3
3 計画の主体と役割 .....	4
4 SDGsとの関係性 .....	5
第2章 計画の目標 .....	5
1 計画の基本理念・環境像 .....	5
2 基本目標 .....	6
3 区域施策編の目標 .....	7
第3章 現状と課題 .....	7
1 脱炭素社会に関すること .....	7
2 循環型社会に関すること .....	7
3 人と自然の共生に関すること .....	7
4 安全で快適な生活環境に関すること .....	7
5 協働に関すること .....	7
6 前計画の取組状況 .....	8
第4章 施策の展開 .....	9
1 施策体系 .....	9
2 具体的な施策内容 .....	11
第5章 重点プロジェクト .....	12
第6章 計画の推進と進捗管理 .....	12
1 推進体制 .....	12
2 進捗管理 .....	12

# 序章 第3次野洲市環境基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

野洲市環境基本計画は、野洲市環境基本条例(2004(H16)年制定)に基づき、野洲市の環境を保全するための方針を定めたものです。本市では、2022(R4)年3月に「第2次野洲市環境基本計画(改訂版)」(以下、前計画という)を策定し、各種取組を進めてきました。

前計画の期間が2027(R9)年3月に満了を迎えること、また、国内外の新たな環境をとりまく動向や市の状況に対応するため新たに「第3次野洲市環境基本計画」(以下、本計画という。)を策定します。

(この他、国内外の環境動向も含めて記載予定)

## 第1章 基本的事項

### 1 計画の位置づけ・期間

#### (1)計画の位置づけ

本計画は、「野洲市環境基本条例」第8条の規定に基づき、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする将来像の実現のために、進めていくべき取組の方針を定めたもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。市の上位計画である「第2次野洲市総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。

なお、本計画の地球温暖化対策に関する分野については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」としても位置付けます。

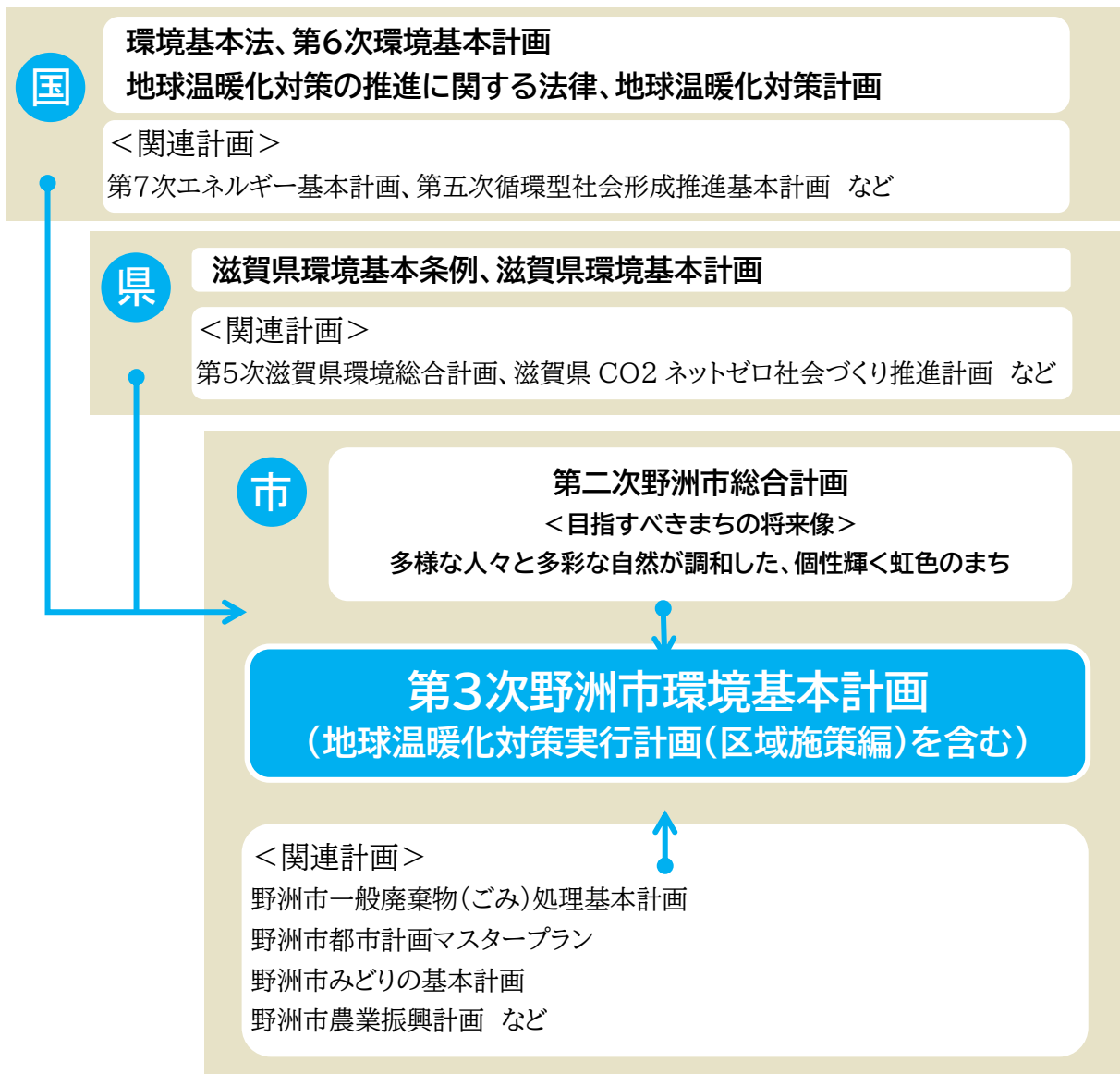


図1 本計画の推進体制と役割

## (2)計画の期間

2027 (R9)～2036 (R18) 年度までの10年間とします。

## 2 計画の対象

---

本計画においては、以下の環境の範囲を対象とします。

区分	対象
地球環境	地球温暖化対策
循環型社会	リサイクル、廃棄物処理、漂着ごみ、水や資源の循環 など
自然環境	川、琵琶湖、里山、動植物、農地、景観 など
生活環境	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染、環境美化、緑化、化学物質、不法投棄 など
協働によるまちづくり	環境教育、環境活動、環境マネジメント、情報発信、連携 など

### 3 計画の主体と役割

豊かな自然環境と良好な生活環境を持続するには、市民(市民団体)、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠です。

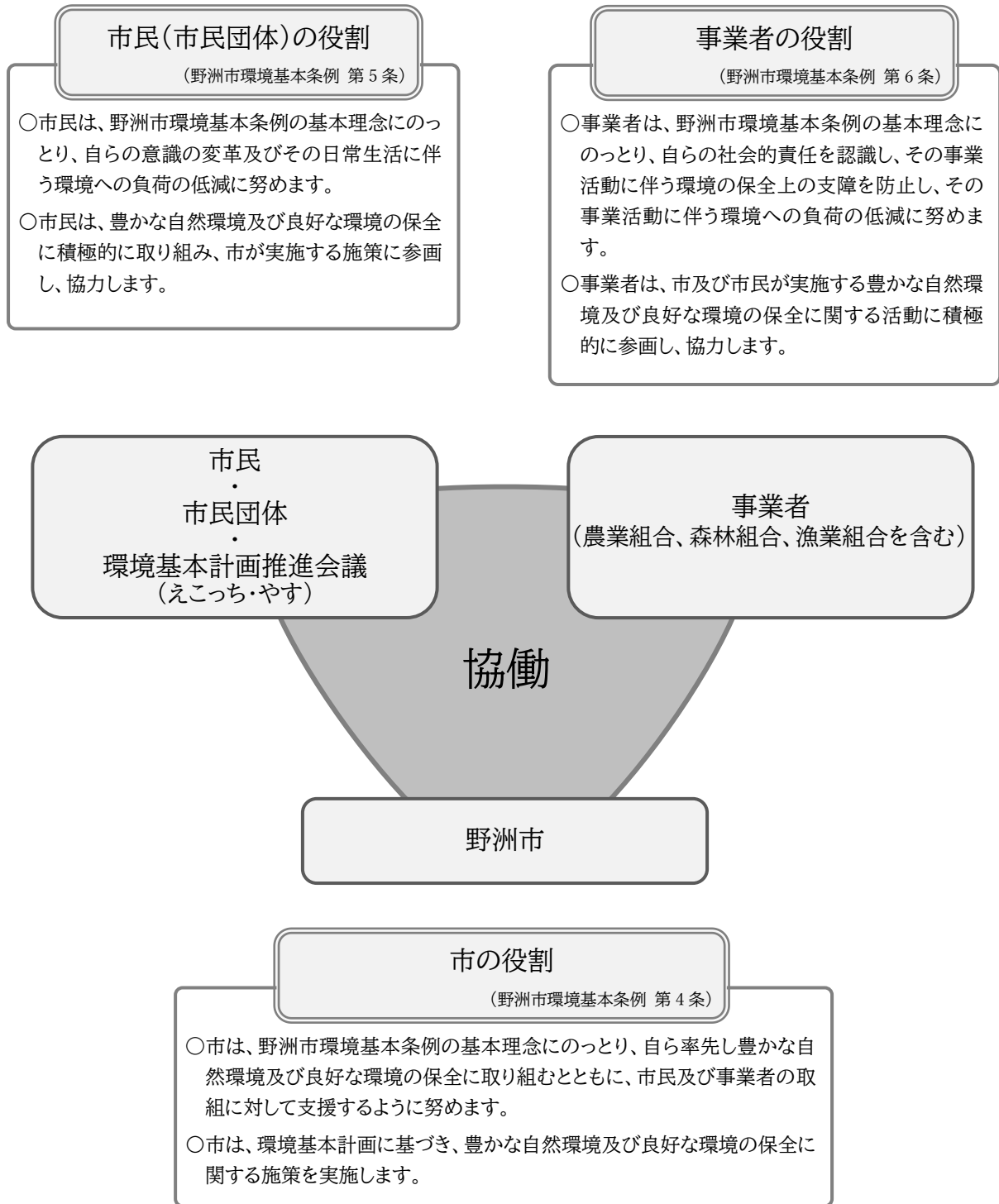


図2 本計画の推進体制と役割

## 4 SDGsとの関係性

2015(H27)年9月、国連総会において、SDGs(持続可能な開発目標)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは全ての国がともに取り組むべき共通の目標で、2030(R12)年まで17の目標と169のターゲットを設定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境といった広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。本計画では、市民(市民団体)、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場のもとで、協働しながら良好な環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を構築するための目標や具体的な取組を示し、実践することを目的としています。この具体的な施策や取組をSDGsと関連付け、考え方を活用することで、環境施策を広い視野で効果的に展開し、さまざまな課題の解決を推進します。



図3 SDGsロゴと17の目標アイコン

## 第2章 計画の目標

### 1 計画の基本理念・環境像

本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」においては、環境の保全に関し、「良好な環境の維持と次世代への継承」、「大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保」、「地球環境の保全」の4つを基本理念としています。

環境像については、下記3案をベースに検討します。

1. 「里山から琵琶湖、そして次の世代へと繋ぐ自然豊かなまち やす」
2. 「里山から琵琶湖、そして暮らしが調和する、笑顔があふれるまち やす」
3. 「里山から琵琶湖、そしてピワマスが未来をつなぐ やす」

## 2 基本目標

---

基本目標は、下記の5つとなっています。

- ・脱炭素社会の実現に向けたまちづくり
- ・循環型社会の実現に向けたまちづくり
- ・人と自然が共生するまちづくり
- ・安全で快適な生活環境づくり
- ・協働によるまちづくり

## 3 区域施策編の目標

---

### (1)温室効果ガス排出削減目標

(国や県の削減目標、本市の温室効果ガス排出量の傾向を踏まえ、本市の温室効果ガス排出削減目標を検討予定)

### (2)再生可能エネルギー導入目標

(国や県の削減目標、本市の再エネの導入傾向を踏まえ、本市における再生可能エネルギー導入目標を検討予定)

## 第3章 現状と課題

### 1 脱炭素社会に関すること

---

#### (1)現状と課題

(統計データ等から現状と課題を整理予定)

#### (2)計画に反映すべき事項

(現状と課題を踏まえ、本計画に反映すべき事項を整理予定)

### 2 循環型社会に関すること

---

#### (1)現状と課題

#### (2)計画に反映すべき事項

### 3 人と自然の共生に関すること

---

#### (1)現状と課題

#### (2)計画に反映すべき事項

### 4 安全で快適な生活環境に関すること

---

#### (1)現状と課題

#### (2)計画に反映すべき事項

### 5 協働に関すること

---

#### (1)現状と課題

#### (2)計画に反映すべき事項

## 6 前計画の取組状況

---

### (1)取組の状況

(前計画の重点プロジェクトの取組状況の概要を整理予定)

### (2)指標の達成状況

(前計画の指標の達成状況を整理予定)

### (3)区域施策編の進捗状況

(区域施策編に掲げられていた温室効果ガス排出削減目標の達成状況を整理予定)

# 第4章 施策の展開

## 1 施策体系

計画の目標の達成にむけて、以下の施策を展開します。

【施策体系案】

基本目標	施策の方向性	施策	取組イメージ
脱炭素社会の実現に向けたまちづくり (区域施策編)	1. 地球温暖化緩和策の推進	省エネの推進	・デコ活の啓発 ・ZEH・ZEB等の省エネ住宅・建築物の普及促進に関する情報発信 ・省エネ・高効率化につながる取組や補助金などの情報発信 など
		再エネ導入の推進	・太陽光発電の導入推進 ・再生可能エネルギー由来の電力の利用推進に関する情報発信 など
		環境に配慮したまちづくり	・グリーン購入の推進 ・徒歩や自転車、公共交通機関の活用の推進 など
		脱炭素イノベーションの推進	・水素エネルギーの利活用に向け、「しが水素拠点形成コンソーシアム」に参加する企業等への情報発信などの支援 ・企業の脱炭素経営普及に向けた啓発 など
	2. 地球温暖化適応策の推進	熱中症対策の推進	・熱中症対策のための情報発信 ・クーリングシェルターの設置 など
		防災・減災対策の推進	・野洲川 MIZBE ステーションの整備・活用 ・ハザードマップの普及啓発 など
循環型社会の実現に向けたまちづくり	3. 資源循環の推進	リデュースの推進	・フードドライブの実施 ・ごみの分別の徹底 など
		リユースの推進	・リユース無償譲渡会の実施 ・フリマアプリやリサイクル店の利活用 など
		リサイクルの推進	・廃油・古紙などの資源回収の徹底 ・生ごみの堆肥化の推進 など
		ごみを出さないライフスタイル・ビジネスの推進	・エコ消費やサステナブルファッションなど循環経済につながるライフスタイルや事業活動の普及啓発 ・食品ロスの削減の推進
	4. 琵琶湖へのごみの流出防止	プラごみ対策の推進	・漂着ごみ対策の強化 ・プラスチックの使用削減・資源化の促進
人と自然が共生するまちづくり	5. 生物多様性の保全	ビワマスの保全	・ビワマスの調査・研究の推進 ・ビワマスの保全活動への支援 ・ビワマスフォーラムの実施
		外来生物対策	・アライグマをはじめとする特定外来生物の積極的な防除推進 ・侵略的外来種の拡大防止に向けた啓発 など
		貴重な生態系や生物の保全	・ヨシ群落再生に向けた生態調査の実施 ・自然共生サイトの登録推進 ・市民及び事業者等と連携して希少な野生動植物の保護・保全 など
		野生鳥獣の適正管理	・法令に基づく野生鳥獣の保護推進 ・鳥獣被害対策の推進 など
	6. 自然環境の保全	森林・里山の保全	・保有する森林・里山の適正管理 ・定期的な里山保全活動の実施 など
		河川・琵琶湖の保全	・河岸清掃・湖岸清掃の実施 ・河辺林の保全活動の実施 など
		農地の保全	・環境保全型農業の推進

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境こだわり農業の推進</li> <li>・IoT・AIなどを活用して農作物を生産・育成するスマート農業の普及 など</li> </ul>
	7. 地域資源の活用	自然とふれあう機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山自然観察会や健康ウォーク、ハイキング等の実施 など</li> </ul>
		地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲市産の農水産物の購入促進 など</li> </ul>
安全で快適な生活環境づくり	8. 公害や騒音等の防止	環境調査の実施と結果の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気・水質・騒音調査の実施と結果の公表</li> </ul>
		開発行為に対する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全協定の推進</li> <li>・環境研修会の実施</li> <li>・野焼きや土地の適正管理についての指導の実施 など</li> </ul>
		新たな化学物質などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクコミュニケーション(化学物質などの情報の共有)の推進</li> </ul>
	9. 環境美化の実施	不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンパトロールの実施</li> <li>・不法投棄防止のための啓発活動の実施 など</li> </ul>
		環境衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家・空地、ペット等に対する適正管理の指導 など</li> </ul>
		清掃活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア清掃の支援</li> <li>・清掃活動の実施 など</li> </ul>
	10. まちなかの緑化	公園の整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な公園施設の配置の検討</li> <li>・公園施設の長寿命化に向けた都市公園の改修 など</li> </ul>
		緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設や民有地の緑化促進 など</li> </ul>
協働によるまちづくり	11. 人材の育成	環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGs やごみ問題と関連付けした学習会</li> <li>・山作業や里山の歴史についての学習会の実施</li> <li>・学校への出前講座による環境学習の実施 など</li> </ul>
		環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全に対する意識高揚を促すための広報、ホームページ等による情報発信</li> <li>・やす環境フェスタの実施 など</li> </ul>
	12. 協働の推進	国・県・近隣自治体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、交通問題等、広域的な取組が必要な課題については、国及び関係自治体との連携・協力を強化</li> </ul>
		各主体の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えこっち・やす等とのパートナーシップの強化</li> <li>・協働による事業を展開していくための情報交換、相互交流等、各主体の環境保全活動の支援 など</li> </ul>

## 2 具体的な施策内容

---

### 1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくり

区域施策編

#### ■施策

##### 1. 地球温暖化緩和策の推進

施策	具体的な取組
省エネの推進	(行政が行う具体的な取組を記載予定)
再エネ導入の推進	
環境に配慮したまちづくり	
脱炭素イノベーションの推進	

#### ■指標

(施策の状況を評価するための指標を検討予定)

#### ■市民・事業者の取組例

(各施策の実施に向けて、市民や事業者に実施いただきたい取組の例を記載予定)

### 2 循環型社会の実現に向けたまちづくり

### 3 人と自然が共生するまちづくり

### 4 安全で快適な生活環境づくり

### 5 協働によるまちづくり

## 第5章 重点プロジェクト

2～3設定予定

(前計画では分野別に12の重点プロジェクトを設定していましたが、本計画では計画の目玉として2～3つのテーマを設定し、分野横断的にかつ重点的に進めることで計画全体の効果的な推進を図る予定。重点プロジェクトの内容としては、脱炭素社会や循環型社会を主としたプロジェクトと前計画の重点プロジェクトで継続して実施することが望ましいものなどを想定)

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1 推進体制

---

(前計画ではえこっち・やすを中心とした推進体制になっていましたが、市民・団体・事業者・行政全てが主体となり施策を実践していく体制に見直し予定)

### 2 進捗管理

---

(前計画を踏襲予定)